

資料① 地域活動に役立つ主な助成制度等(令和6年4月現在)

助成制度等	対象団体	制度内容	申込先
屋外掲示板設置補助事業	町内会・自治会	屋外掲示板の新設又は建替え費用に補助金を交付	各区地域起こし推進課 中区 504-2546 東区 568-7705 (市民活動保険 568-7704) 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905 安芸区 821-4905 佐伯区 943-9705
落書き防止に対する地域活動支援事業	地域住民団体等	自主的な落書き消去活動を行う地域住民団体等に清掃用具等を提供	
集会施設整備事業	概ね30世帯以上で形成された住民組織	住民組織自らが集会施設を整備しようとする場合に補助金を交付	
市民活動保険	市民活動を行う市民	市民活動団体で市民活動を行う市民を対象にした傷害・賠償責任保険	
まちづくり活動に必要な物品の無償貸出し	3人以上で構成される団体	アンプ・マイクセット、ハンズフリー拡声器、プロジェクターなどを無償で貸出し	各区まちづくり支援センター (各区地域起こし推進課) 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705
区の魅力と活力向上推進事業補助金	3人以上で構成される団体	区役所が設定したテーマに基づき、対象団体が主体的かつ継続的に取り組むまちづくり活動を募集し、選考された活動に補助金を交付	
まちづくりアドバイザー等の派遣	地域のまちづくり活動団体	街並みのルールづくり等のまちづくり活動に取り組んでいる地域へアドバイザー等を派遣	コミュニティ再生課 504-2125
ひと・まち広島未来づくりファンドHm ² (ふむふむ) (公益信託広島市まちづくり活動支援基金)	市民活動団体	市民活動団体が行うまちづくり事業に助成金を交付	(公財)広島市文化財団 ひと・まちネットワーク部管理課 541-5335
ごみステーションに係る貸与制度と補助金交付制度	10世帯以上が使用する屋外のごみステーションを管理する町内会等	ごみステーションの管理用具(シート、カラスよけネット、ごみ収集枠)の貸し出し ごみボックス購入等に対する補助	各環境事業所 中 241-0779 南 286-9790 西 277-6404 安佐南 848-3320 安佐北 814-7884 安芸 884-0322 佐伯 922-9211 環境局業務第一課 504-2220
“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金	町内会・自治会(連合町内会等の連合組織を含む。)、子ども会、地区社会福祉協議会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」	新たに、主体的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組に補助金を交付	各区地域起こし推進課 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705
地域団体連携支援基金事業費助成金	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会と各種地域団体(町内会・自治会等)が連携して行う地域課題の解決に向けた取組に対し、助成金を交付 ※令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する取組が対象 (申請期間:(令和6年度)4月1日~12月27日、(令和7・8年度)前年度の3月2日~該年度の12月28日)	各区社会福祉協議会 中区 249-3114 東区 263-8443 南区 251-0525 西区 294-0104 安佐南区 831-5011 安佐北区 814-0811 安芸区 821-2501 佐伯区 921-3113
「協同労働」促進事業	構成員が3人以上で協同労働の仕組みを活用した団体	「協同労働」の仕組みを活用して地域課題解決に取り組むプロジェクトの立上げ等を支援 ※「協同労働」…働く意欲のある人々が集い、みんなで出資して経営に参画し、人と地域に役立つ仕事に取り組む働き方	広島市「協同労働」プラットフォーム らぼーろ ひろしま 554-4400
住宅団地における住替え促進事業	空き家の所有者、空き家への入居者	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家のリフォーム費や入居者の家賃の一部を補助	都市整備局住宅政策課 504-2292
公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業 (小さなエリアマネジメント)	町内会・自治会、連合町内会、地区社会福祉協議会 など	住民主体のにぎわいづくりの活性化と地域活動の財源確保による地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、一定の条件を定めた上で街区公園等の利用に関する規制を緩和し、住民主体のまちづくり活動を支援	各区地域起こし推進課 中区 504-2546 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3904 安芸区 821-4904 佐伯区 943-9705

助成制度等	対象団体	制度内容	申込先
空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度	町内会・自治会、地区社会福祉協議会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」	空き家等を活動・交流の場として活用している場合に、「活動・交流拠点」として認定し、情報提供・助言を行うとともに、固定資産税及び都市計画税を減免	各区地域起こし推進課 ※連絡先は、前ページでご確認ください。
広島県河川清掃等支援業務	河川清掃等を行う団体	県が管理する河川の清掃や除草などを行う団体に支援金を交付	環境局環境保全課 504-2188
里山林再生整備事業	町内会・自治会等	町内会等が行う里山林等の整備活動に補助金を交付	各区地域起こし推進課 中区 504-2820 東区 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 各区農林課 安佐南区 831-4950 安佐北区 819-3932 安芸区 821-4946 佐伯区 943-9767
市民協働森づくり支援事業	市民活動団体等	市民活動団体等が行う里山林等の保全活動や森林環境教育の実体験を提供する活動に補助金を交付	各区地域起こし推進課 中区 504-2820 東区 568-7705 南区 250-8935 西区 532-0927 各区農林課 安佐南区 831-4950 安佐北区 819-3932 安芸区 821-4946 佐伯区 943-9767
森林整備指導者派遣事業	市民活動団体等	市民活動団体等が里山整備活動や未利用材の搬出活動を行う際に、広島市里山整備士や広島市自伐林業インストラクターを指導者として招へいする経費に補助金を交付	経済観光局農林整備課 504-2249
有害鳥獣対策事業補助金	町内会・自治会等	町内会等が実施する鳥獣被害対策に必要な資機材の購入経費の一部を補助	各区地域起こし推進課 中区 504-2820 東区 568-7705 南区 250-8935 西区 532-0927 各区農林課 安佐南区 831-4950 安佐北区 819-3932 安芸区 821-4946 佐伯区 943-9767
街区公園清掃等報奨金制度	町内会・自治会、老人会等地域の団体	定期的に公園の清掃や除草などを行う町内会などの地域団体に報奨金を交付	各区維持管理課 中区 504-2582 東区 568-7747 南区 250-8957 西区 532-0948 安佐南区 831-4956 安佐北区 819-3942 安芸区 821-4933 佐伯区 943-9738
身近な公園再生事業	町内会・自治会等地域の団体、有志の会など任意の団体	自らの発案により行われる公園の再生活動に対して、緑化指導者の派遣や、活動初期に必要な資材の提供等	各区維持管理課 中区 504-2582 東区 568-7747 南区 250-8957 西区 532-0948 安佐南区 831-4956 安佐北区 819-3942 安芸区 821-4933 佐伯区 943-9748
花と緑のまちづくり地域活動促進事業	町内会・自治会、ボランティアグループなど3人以上で構成される団体	3年以上継続して行われている公共施設を花で飾る活動に対する資材の提供	各区地域起こし推進課 ※連絡先は、前ページでご確認ください。
地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援事業	町内会・自治会等で組織された協議会	公共交通の利用が不便あるいは困難な地域において、地域住民が主体となって生活交通を確保する取組を支援	道路交通局公共交通政策部 504-2384
街路灯設置補助事業	町内会・自治会、商店会、防犯組合等	街路灯の設置費に補助金を交付	各区維持管理課 中区 504-2577 東区 568-7739 南区 250-8956 西区 532-0946 安佐南区 831-4948 安佐北区 819-3925 安芸区 821-4921 佐伯区 943-9737
街路灯維持補修費補助事業	町内会・自治会、商店会、防犯組合等	街路灯の維持管理費に補助金を交付	
地域防犯カメラ設置補助制度	防犯活動を行っている町内会・自治会、防犯組合、地区社会福祉協議会等	防犯活動の一環として設置する防犯カメラの設置費に補助金を交付	市民局市民安全推進課 504-2714

資料② 問い合わせ先一覧(令和6年4月現在)

この冊子で紹介した各質問について、詳細は以下にお問い合わせください。

1 市役所(区役所)

組 織 名 称	電 話 番 号	該当質問(ページ)
各区役所地域起こし推進課	中区 504-2546 東区 568-7705(※ ¹) 568-7704 南区 250-8935 西区 532-0927 安佐南区 831-4926 安佐北区 819-3905 819-3904(※ ²) 安芸区 821-4905	質問②(2ページ) 質問④(4、6、7ページ) 質問⑤(8ページ) 質問⑥(9ページ) 質問⑦(10ページ) 質問⑨(12ページ) 質問⑬(15ページ) 質問⑯(19ページ) 質問⑰(20ページ)
各区役所まちづくり支援センター (地域起こし推進課内)	821-4904(※ ²) 佐伯区 943-9705 ※ ¹ 質問⑦に関する事 ※ ² 質問①②④⑤に関する事	質問①(1ページ)
各区役所維持管理課	中区 504-2582 東区 568-7747 南区 250-8957 西区 532-0948 安佐南区 831-4956 安佐北区 819-3942 安芸区 821-4933 佐伯区 943-9738 (質問④に関する事) 943-9748 (質問⑥に関する事)	質問④(6ページ) 質問⑥(9ページ)
各環境事業所	中 241-0779 南 286-9790 西 277-6404 安佐南 848-3320 安佐北 814-7884 安芸 884-0322 佐伯 922-9211	質問⑧(11ページ)
環境局業務部業務第一課指導係	504-2220	
市民局市民活動推進課	504-2131	この冊子に関する事全般

2 公民館 (質問⑭ (16ページ))

館名	所在地	電話番号	館名	所在地	電話番号
中央公民館	中区西白島町24番36号	221-5943	井口公民館	西区井口鈴が台二丁目14番8号	277-9258
竹屋公民館	中区宝町3番15号	241-8003	古市公民館	安佐南区古市三丁目24番8号	877-2677
吉島公民館	中区吉島西三丁目2番10号	246-4121	佐東公民館	安佐南区緑井六丁目29番25号	877-5200
舟入公民館	中区舟入川口町2番8号	295-5003	東野公民館	安佐南区東野二丁目22番7号	876-1146
二葉公民館	東区東蟹屋町9番34号	262-4430	安東公民館	安佐南区安東二丁目16番42号	878-7683
福田公民館	東区福田四丁目4152番地の1	899-2901	安公民館	安佐南区上安二丁目2番46号	872-4495
馬木公民館	東区馬木二丁目565番地の4	899-3062	祇園公民館	安佐南区西原一丁目13番26号	874-5181
温品公民館	東区温品七丁目8番19号	289-0256	祇園西公民館	安佐南区長束六丁目10番28号	875-1760
戸坂公民館	東区戸坂出江二丁目10番26号	229-3110	沼田公民館	安佐南区伴東七丁目64番8号	848-0242
牛田公民館	東区牛田新町一丁目8番3号	227-0706	大塚公民館	安佐南区大塚西六丁目3番2号	849-1841
早稲田公民館	東区牛田東四丁目19番1号	502-1239	戸山公民館	安佐南区沼田町大字阿戸269番地の3	839-3320
仁保公民館	南区仁保新町一丁目8番6号	281-1831	可部公民館	安佐北区可部三丁目19番22号	814-4031
青崎公民館	南区青崎一丁目12番7号	281-3802	白木公民館	安佐北区白木町大字秋山2391番地の4	828-0753
段原公民館	南区段原山崎二丁目7番4号	281-3792	高陽公民館	安佐北区深川五丁目13番12号	842-1125
大河公民館	南区北大河町15番12号	254-6731	真亀公民館	安佐北区真亀一丁目3番27号	842-8223
楠那公民館	南区楠那町7番10号	255-2187	倉掛公民館	安佐北区倉掛一丁目12番1号	845-1710
宇品公民館	南区宇品御幸四丁目1番2号	253-2529	口田公民館	安佐北区口田四丁目9番19号	842-7744
似島公民館	南区似島町字家下752番地の74	259-1100	三入公民館	安佐北区三入五丁目15番9号	818-1418
草津公民館	西区草津東二丁目20番7号	271-2576	亀山公民館	安佐北区亀山南三丁目16番16号	815-1830
三條公民館	西区打越町10番23号	237-3077	安佐公民館	安佐北区安佐町大字飯室3455番地の1	835-0111
観音公民館	西区観音本町二丁目1番77号	233-2603	日浦公民館	安佐北区あさひが丘三丁目23番13号	838-3220
南観音公民館	西区観音新町二丁目16番46号	293-1220	船越公民館	安芸区船越五丁目22番23号	823-4261
己斐上公民館	西区己斐上四丁目2番55号	274-7814	瀬野公民館	安芸区瀬野一丁目29番21号	894-8006
己斐公民館	西区己斐中一丁目6番20号	273-1765	中野公民館	安芸区中野三丁目20番9号	893-1234
古田公民館	西区古江西町19番15号	272-9001	阿戸公民館	安芸区阿戸町6166番地	820-8222
鈴が峰公民館	西区鈴が峰町44番1号	278-7599	矢野公民館	安芸区矢野西五丁目24番2号	888-0044

(資料編)

館名	所在地	電話番号
五日市公民館	佐伯区新宮苑 11 番 14 号	922-8333
湯来西公民館	佐伯区湯来町大字多田 2712 番地	0829-85-0087
湯来南公民館	佐伯区湯来町大字伏谷 13 番地の 1	0829-86-0607
石内公民館	佐伯区五日市町大字石内 3289 番地の 1	941-0120
河内公民館	佐伯区五日市町大字上河内 537 番地	928-0219
皆賀公民館	佐伯区五日市町大字昭和台 34 番地の 2	922-6656
五月が丘公民館	佐伯区五月が丘五丁目 3 番 33 号	941-2121
藤の木公民館	佐伯区藤の木二丁目 27 番 7 号	927-2496
彩が丘公民館	佐伯区河内南一丁目 21 番 6 号	927-8338
美鈴が丘公民館	佐伯区美鈴が丘南三丁目 1 番 9 号	927-1727
利松公民館	佐伯区利松一丁目 18 番 15 号	928-8687
八幡東公民館	佐伯区八幡東二丁目 6 番 19 号	927-4543
八幡公民館	佐伯区八幡三丁目 23 番 22 号	928-0207
観音台公民館	佐伯区観音台三丁目 16 番 5 号	921-4762
坪井公民館	佐伯区坪井一丁目 32 番 10 号	921-0812
五日市中央公民館	佐伯区五日市中央四丁目 8 番 20 号	921-8070
吉見園公民館	佐伯区吉見園 13 番 1 号	923-3880
楽々園公民館	佐伯区楽々園五丁目 8 番 32 号	921-1404
美隅公民館	佐伯区美の里二丁目 1 番 25 号	923-0622